

特定委託輸出申告制度

認定通関業者制度及び特定保税運送制度の導入に伴い、認定通関業者による通関手続と特定保税運送者による貨物運送により適正な貨物管理等の確保が可能となるため、両者により取り扱われる貨物について、保税地域以外の場所にある貨物について輸出申告（特定委託輸出申告）を行い、貨物を保税地域に搬入することなく輸出の許可を受けることが可能となる制度が実施されています。

認定通関業者による貨物確認等

認定通関業者は、輸出者からの通関手続に係る依頼の内容に応じて、的確に通関手続に係る貨物の確認等を行うことが必要となります。

1 輸出者から継続的に特定委託輸出申告に係る通関手続の依頼を受ける場合

① 包括申出書の提出

輸出者が継続して特定委託輸出申告を行う場合には、輸出者又はその代理人（認定通関業者等）により「特定委託輸出申告包括申出書」（税関様式C第9160号）に必要事項を記載した上で、特定委託輸出申告を行おうとする税関官署へ提出します。

また、認定通関業者は、特定委託輸出申告に係る貨物を運送する特定保税運送者を輸出者に確認するとともに、当該特定保税運送者との連絡体制を構築することが必要となります。

② 事前の現地調査

認定通関業者は、少なくとも半年に1度、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所における貨物管理体制が確保されていることについて、所定の様式により現地調査を行います。

現地調査を実施した場合、その結果について、当該申告を行おうとする税関官署に提出するとともに、当該申告に係る貨物の運送を行う特定保税運送者にも送付します。

③ 特定委託輸出申告の手続

上記②の現地調査の結果、特定委託輸出申告に係る貨物の管理が適正になされていることが確認された場合には、個々の特定委託輸出申告において、仕入書その他の関係書類により当該申告手続をNACCSを利用して行います。ただし、上記②の現地調査の結果、調査項目の全部又は一部について適正に貨物の管理がなされていない場合には、当該申告を行おうとする都度、当該申告に係る貨物を確認した上で、当該申告手続を行います。

また、認定通関業者は、当該申告に係る情報について、当該申告に係る貨物の運送を行う特定保税運送者に連絡します。

2 上記 1 以外の輸出者から通関手続の依頼を受けた場合

特定委託輸出申告の手続

輸出者から特定委託輸出申告の依頼を受けた場合、認定通関業者はその申告に係る貨物の特定保税運送者を確認します。特定委託輸出申告を行う際に、当該申告に係る貨物及び仕入書等の関係書類を的確に確認し、NACCS を利用して申告を行います。

なお、特定委託輸出申告の都度、関税法第 67 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けないことを希望する旨、特定保税運送者の名称を NACCS に入力することが必要です。

また、当該申告に係る情報について、当該申告に係る貨物の運送を行う特定保税運送者に連絡する必要があります。

留意事項

- ✓ 特定委託輸出申告は、その申告に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港を所轄する税関官署に行うことができます。

注 1：貨物が置かれている場所を所轄する税関官署に申告を行うことができる認定通関業者は次のとおり。

- ① 貨物が置かれている場所を所轄する税関長により通関業の許可を受けている認定通関業者
- ② 開港等を所轄する税関長により通関業の許可を受け、当該開港等において船積み等に係る税関職員への書類を提示する認定通関業者

注 2：開港等を所轄する税関官署に申告を行うことができる認定通関業者は、開港等を所轄する税関長による通関業の許可を受けている場合に限る。

なお、開港等を所轄する税関官署に当該申告を行った後、当該申告に係る貨物の船積み港が変更となった場合には、申告の撤回を行うことが必要となります。

- ✓ 次の貨物については、特定委託輸出申告を行うことはできません。
 - ・ 輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物
 - ・ 輸出貿易管理令別表第 4 に掲げる国又は地域を仕向地として輸出される貨物であつて、外国為替及び外国貿易法第 48 条 1 項に規定する許可又は同令第 2 条第 1 項に規定する承認を必要とする貨物
- ✓ 認定通関業者が特定委託輸出申告に係る現地調査、貨物の確認等を怠った場合には、関税法第 79 条の 2 の規定に基づき法令遵守規則又は当該規則に定められた業務の遂行の改善に必要な措置を講ずることが求められる場合があります。

特定保税運送者によるセキュリティ管理

特定保税運送者は、輸出者から依頼を受けた特定委託輸出申告に係る貨物の運送において、下記のとおり実施することが必要となります。

① 認定通関業者との連絡体制の構築

輸出者から特定委託輸出申告に係る貨物について運送の委託を受けた場合、特定保税運送者は当該申告を行う認定通関業者を確認するとともに、運送する貨物に対する税関の検査、運送中の事故等に対応するため、当該認定通関業者との連絡体制を整備することが必要となります。

② 運送の開始時の貨物確認

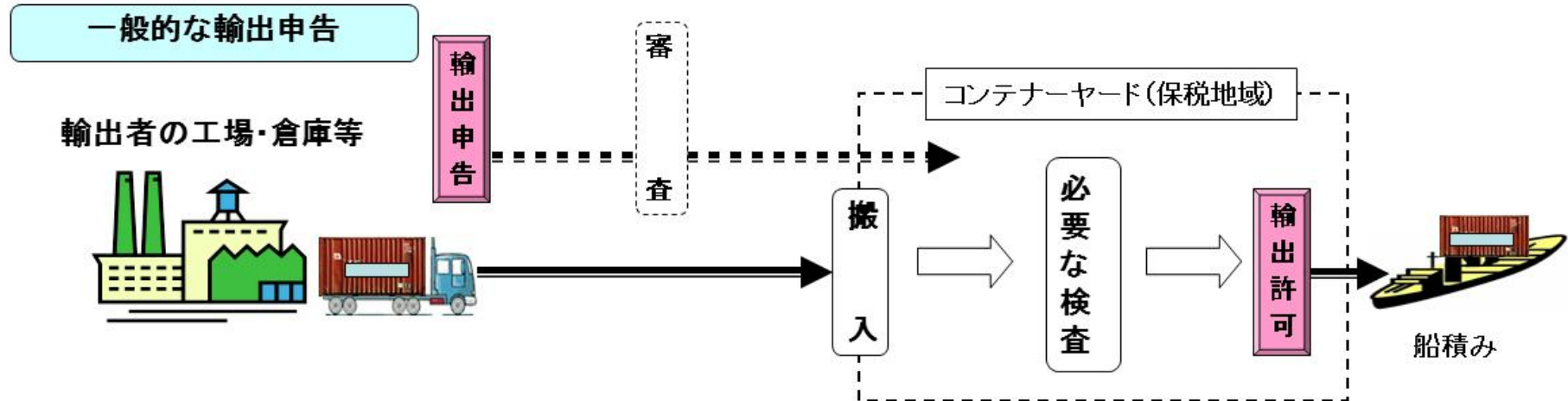
特定委託輸出申告に係る貨物を運送する場合は、あらかじめ認定通関業者から連絡を受けた当該申告に係る貨物の記号、番号、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項と運送する貨物が一致することを確認することとなります。

この場合において、認定通関業者からの情報と運送する貨物について、相違があった場合には、当該申告に係る税関官署へ通報するとともに、認定通関業者にその事情を連絡する必要があります。

留意事項

- ✓ 特定委託輸出申告に係る貨物は、一の特定保税運送者により一貫して当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港まで運送される必要があります。ただし、当該貨物が輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者により運送を行うこととしても差し支えありません。
- ✓ 一の特定委託輸出申告に係る貨物を数回に分けて運送する場合、その運送毎に一の特定保税運送者が一貫して開港等へ運送するものであれば、それぞれの運送を異なる特定保税運送者が行うこととしても差し支えありません。
- ✓ 一の特定保税運送者が一貫して開港等へ運送する限りにおいて、別々の輸出者に係る貨物を別々の認定通関業者が特定委託輸出申告を行い、一の特定保税運送者が順次当該貨物を回収し、開港等へ運送することも可能です。
- ✓ 特定保税運送者が特定委託輸出申告に係る貨物の運送において、確認を怠った場合には、関税法第 63 条の 5 の規定に基づき法令遵守規則又は当該規則に定められた業務の遂行の改善に必要な措置を講ずることが求められる場合があります。

特定委託輸出申告制度の概要



特定委託輸出申告制度

